

令和2年2月27日
新型コロナウイルス感染症
三次市特別警戒本部

新型コロナウイルス感染症三次市特別警戒本部設置 及び新型コロナウイルス感染防止に係る三次市主催イ ベント等の取扱等について

令和2年2月25日付、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」及び2月26日付「広島県主催イベント等の取扱について」を踏まえ、三次市は「新型コロナウイルス感染症三次市特別警戒本部」を本日付で設置し、感染拡大防止の強化を図るため、三次市主催イベント等の取扱等について決めました。

市民の皆様におかれましては、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をいただき、イベントの実施、中止または延期を検討する際の参考としていただきますようお願いいたします。

なお、この取扱等は、今後の感染状況や国・県の方針等により適宜見直しを行います。

- 添付① 新型コロナウイルス感染防止に係る三次市主催イベント等の取扱等について
- 添付② 広島県主催イベント等の取扱について

本件に関するお問い合わせ先



三次市 福祉保健部 健康推進課(担当/富野井, 奥川)

電話番号:0824-62-6232 FAX番号:0824-62-6382

E-mail: kenko@city.miyoshi.hiroshima.jp

危機管理監 危機管理課(担当/白附)

電話番号:0824-62-6116 FAX番号:0824-62-2951

E-mail: kikikanri@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

新型コロナウイルス感染症三次市特別警戒本部設置及び
新型コロナウイルス感染防止に係る三次市主催イベント等の取扱等について

令和2年2月27日
新型コロナウイルス感染症
三次市特別警戒本部

このことについて、三次市においては、当面、次のとおりに対応するものとする。
なお、感染の状況や国・県又は他の自治体等の対応を踏まえ、適宜見直すものとする。

- 1 令和2年2月27日付けで新型コロナウイルス感染症三次市特別警戒本部を設置する。
- 2 三次市主催イベントの取扱について
 - (1) 3月31日までの間については、別紙「広島県主催イベントの取扱について」（令和2年2月26日新型コロナウイルス感染症広島県特別警戒本部長）を準用し、イベント等の開催、延期、規模縮小、又は中止等について判断する。

特に、国の要請を踏まえ、今後2週間は、全国的なスポーツや文化に関するイベント等については、開催の中止、延期又は規模縮小等の対応とし、参加については自粛する。
 - (2) この時期に開催すべき特段の事情があるイベント等については、関係者等を含め、開催又は中止等について個別に検討する。

なお、開催する場合は十分な感染防止対策を講じるものとする。
 - (3) (1)、(2)の取扱及び影響の大きいイベントの中止情報等について、市民及び関係機関へ提供し、理解を求める。
- 3 市民への感染防止の呼びかけ

市民に対して、音声告知放送や市のホームページ等を通じて正確な情報を伝えるとともに、国・県の方針等を踏まえ、手洗い、咳エチケット等の一般感染対策の徹底の呼びかけや、相談窓口の案内等を行う。
- 4 今後の三次市の対応

県北部保健所等との情報連絡を密にし、感染者が県内あるいは市内で発生した場合に即応できる体制を準備する。

令和 2 年 2 月 2 6 日
新型コロナウイルス感染症
広島県特別警戒本部長

広島県主催イベント等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症への対応については、広島県は、現段階では発生段階ではありませんが、全国的には多数の症例が報告されており、また、国において2月25日に感染対策の基本方針が出され、イベントの自粛などの感染拡大防止策が示されたところです。

このため、広島県においては、国の方針や、専門家のアドバイスを踏まえ、県主催のイベント等の開催については、当面、3月31日までの間、次の対応方針に基づいて取り扱うものとします。

なお、この取扱いについては、今後の感染の広がり等を見ながら適宜見直しを行うものとします。

○県主催イベント等開催についての対応方針

- ・ 広島県内における感染の進行度や、参集状況に応じて、別紙「新型コロナウイルスに係る県主催のイベント中止等の考え方」に基づき判断する。
- ・ 留意事項に留意し、開催する場合には次の必要な対策を十分に講じることを条件とし、それが実施できないと判断される場合には、延期または中止するものとする。
特に、高齢者や基礎疾患を有する者、子供などの参加があるイベント等については特に留意して判断する。

○イベント等を実施する場合の必要な対策

- ・ 発熱等の症状がある人には参加を控えるよう要請（事前告知）
- ・ 咳エチケットの徹底や、頻繁な手洗いなどの周知
- ・ アルコール消毒液を会場や会場内の複数個所に設置し、確実に実施
- ・ 屋内イベントでの定期的な換気
- ・ 参加者等の相互接触の機会を減らす、対面での会話機会を減らすなどの内容の変更
など

新型コロナウイルスに係る県主催のイベント中止等の考え方

・この考え方は感染早期を想定したもので、今後の感染の広がり等を見ながら適宜見直しを行うものとする。

R2.2.26～R2.3.31

区分		講演会、シンポジウム、研修会、各種イベント			
		全国(海外含む)から参集		県内全域から参集	参集者の居住地が限定的
		屋内	屋外		
県内未発生(現状)		参集規模(参加者の追跡ができること)や、運営方法など下記の留意事項に留意し、関係者と協議の上、開催または延期・中止の判断をする。		下記の留意事項に留意し、開催する場合は、イベントを実施する場合の必要な対策を十分に講じることを条件とし、これらの対策が実施できない場合は中止・延期の判断をする。	
県内発生	感染が限定的と認められる場合	関係者と協議の上、原則として※延期または中止する。		参集規模(参加者の追跡ができること)、運営方法など留意事項に留意し、関係者と協議の上、開催または延期・中止の判断をする。	
	市中感染又は感染蔓延の可能性がある場合			関係者と協議の上、原則として※延期または中止する。	

※ この時期に実施する必要があり、変更不可能な場合については個別に可否を整理する。

【留意事項（延期・中止判断の例示）】

- ・参集規模（大規模な参集で不特定多数の参加があり、参加者の追跡が困難な場合）
- ・開催場所（屋内で換気が十分にできない場合）
- ・開催期間（同一空間での滞在時間が長い場合）
- ・距離（近距離、対面、相互接触がある場合）
- ・参加者（高齢者や基礎疾患を有する者、障害者、子供などの参加がある場合）

○イベント等を実施する場合の必要な対策

- ・発熱等の症状がある人には参加を控えるよう要請(事前告知)
- ・咳エチケットの徹底や、頻繁な手洗いなどの周知
- ・アルコール消毒液を会場や会場内の複数個所に設置
- ・屋内イベントでの定期的な換気
- ・参加者等の相互接触や、対面での会話機会を減らす

など